

吸収合併に関する事後開示書面
(吸収合併に関する事後備置書面)

2024年1月1日

穴吹興産株式会社

令和6年（2024年）1月1日

香川県高松市鍛冶屋町7番地12

穴吹興産株式会社

代表取締役社長 穴吹 忠嗣

吸収合併にかかわる事後備置書面

穴吹興産株式会社（以下「当社」といいます。）は、あなぶきホームライフ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で令和5年（2023年）10月23日付け締結した合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、令和6年（2024年）1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、あなぶきホームライフ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

当社は、本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき事後開示をいたします。

1 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和6年（2024年）1月1日

2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、令和5年（2023年）11月24日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を

行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3 当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

当社にて、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

当社にて、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、令和 5 年（2023 年）11 月 24 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日である令和 6 年（2024 年）1 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 6 年（2024 年）1 月 4 日（予定）

7 上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

2023年10月23日

穴吹興産株式会社

あなぶきホームライフ株式会社

2023年10月23日

香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番12号
あなぶきホームライフ株式会社
代表取締役社長 柴田 登

吸収合併にかかわる事前備置書面

穴吹興産株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びあなぶきホームライフ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2023年（令和5年）10月23日付け合併契約書を締結し、2024年（令和6年）1月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条、ならびに、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を四国財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ予定されておりません。

以上から、本合併効力発生日以後における、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

7 吸収合併契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収合併契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

穴吹興産株式会社（以下「甲」という。）とあなぶきホームライフ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：穴吹興産株式会社

住所：香川県高松市鍛冶屋町7番地12

（2）吸収合併消滅会社

商号：あなぶきホームライフ株式会社

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番12号

第3条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、令和6年1月1日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（株主に対する株式等の交付）

乙は甲の完全子会社であるため、吸収合併に際して株式等の交付は行わない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金）

甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

第6条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、また、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第7条（権利義務の承継）

乙は、令和5年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。その際、甲及び乙は、令和5年4月1日

から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議して合意の上これを行う。

第9条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐ。その細目については別に甲乙協議して定める。

第10条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件の変更または本契約を解除することができる。

第12条（規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しを保有する。

令和5年10月23日

（甲）

香川県高松市鍛冶屋町7番地12

穴吹興産株式会社

代表取締役社長 穴吹 忠 嗣



（乙）

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番12号

あなぶきホームライフ株式会社

代表取締役社長 柴 田 登



2023年3月期

計 算 書 類

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

あなぶきホームライフ株式会社

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	23,215,969	流動負債	8,583,219
現金及び預金	1,650,277	工事未払金	209,503
営業未収入金	563	短期借入金	7,592,616
販売用不動産	3,386,459	営業受入金	499,317
仕掛販売用不動産	17,575,065	未払金	167,741
未収入金	386,183	未払費用	36,866
未消費税	97,652	未払消費税	0
前払費用	99,933	未払法人税等	0
その他流動資産	19,834	賞与引当金	19,870
固定資産	4,039,133	その他流動負債	57,303
有形固定資産	3,697,291	固定負債	12,587,279
建物	1,046,397	預り保証金	46,862
建物付属設備	67,102	長期借入金	12,293,510
器具備品	16,372	退職給付引当金	246,907
土地	2,683,887	負債合計	21,170,499
減価償却累計額	△116,469	純資産の部	
無形固定資産	33,527	株主資本	6,084,604
電話加入権	0	資本金	100,000
ソフトウェア	10,262	資本剰余金	18,401
その他無形固定資産	23,265	資本準備金	18,401
投資その他の資産	308,314	利益剰余金	5,966,341
投資有価証券	8,200	利益準備金	241,670
差入保証金	201,187	その他利益剰余金	5,724,670
長期前払費用	24,360	繰越利益剰余金	5,724,670
繰延税金資産	74,166	自己株式	△138
その他投資	650	純資産合計	6,084,604
貸倒引当金	△250	負債・純資産合計	27,255,103
資産合計	27,255,103		

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2022年4月 1日
至 2023年3月 31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,892,183
売 上 原 価		7,776,153
売 上 総 利 益		2,116,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,761,162
営 業 利 益		354,867
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	777	
そ の 他 営 業 外 収 益	16,760	17,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	128,225	
融 資 手 数 料	78,357	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,619	209,202
経 常 利 益		163,202
特 別 利 益		
そ の 他 特 別 利 益	300	300
特 別 利 益		
固 定 資 産 除 却 損	4,485	4,485
税 引 前 当 期 純 利 益		159,016
法人税、住民税及び事業税	14,894	
法人税等調整額	△74,166	△59,271
当 期 純 利 益		218,288

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金			
当事業年度期首残高	100,000	18,401	241,670	5,981,471	△138	6,341,404	6,341,404	
当事業年度変動額								
剰余金の配当				△475,088		△475,088	△475,088	
当期純利益				218,288		218,288	218,288	
当事業年度変動額合計	-	-	-	△256,800	-	△256,800	△256,800	
当事業年度期末残高	100,000	18,401	241,670	5,724,670	△138	6,084,604	6,084,604	

(注) 記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産：個別法による原価法〔切放し法〕（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛販売用不動産：個別法による原価法〔切放し法〕（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

その他の棚卸資産：移動平均法による原価法〔切放し法〕（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 38年

建物附属設備 2年～15年

器具備品 2年～20年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収可能額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職金の支給に備えるため、簡便法により当事業年度末の自己都合退職要支給額（あなぶきホームライフ株式会社確定給付企業年金より支給される額を控除後）を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式並びに自己株式に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度期末 株式数
発行済株式				
普通株式	73,887,932	—	—	73,887,932
自己株式				
普通株式	1,653	—	—	1,653

(その他追加情報の注記)

資産保有目的の変更

当事業年度において、従来、流動資産（仕掛販売用不動産）に計上されていた2,986,537千円を保有目的の変更により、固定資産「建物」に965,865千円及び「土地」に2,020,671千円を振替えております。